

令和8年度 県民参画森林ボランティア「県民の森サポーターズ」登録規定

(趣旨)

第1条 この規定は、岩手県県民の森管理事務所（以下「県民の森」という）が行う森林保全活動および森林環境教育の県民参画森林ボランティア「県民の森サポーターズ」（以下「ボランティア」という）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規定において、ボランティアとは、「金銭的な対価を目的とせず、法的義務なく公共（県民の森の保全や利用推進等）のために自発的に労力を提供する方」とする。

(ボランティア登録条件)

第3条 ボランティア登録は、以下のすべての要件を満たす方を対象とする。

- (1) 原則として岩手県内に居住または勤務・通学し、年齢が満18歳以上であること。
- (2) 本規定に同意し、活動への意欲を有すること。
- (3) 森林保全・環境教育への理解と公園利用者の模範としての自覚があること。
- (4) 野外での活動を行える体力を有していること。
- (5) 電子メール（以下「メール」という）（必須）、および電話での連絡が可能であること。
- (6) 年間1回以上参加できること。

(ボランティア登録の手続き等)

第4条 県民の森は、ボランティア登録を希望する方に対して、本規定ならびにボランティア承諾書（別紙様式1）を提示し、登録条件を説明するものとする。

- 2 ボランティア登録を希望する方は、登録条件を承諾した場合、県民の森サポーターズ登録書およびボランティア承諾書に必要事項を記入の上、郵送または持参により県民の森に提出するものとする。
- 3 県民の森は、ボランティア登録の可否について、上記の書類を受領後、速やかに本人にメールで通知するものとする。
- 4 登録手続き後、県民の森は、ボランティアに対して、ボランティア活動日・活動内容・定員をメールで連絡する。ボランティアは、参加を希望する場合、定められた期日までに県民の森にメールで返信する。
 - (1) 活動日は、原則として年4回程度とする。活動日時・内容等についてはその都度連絡する。
 - (2) 活動内容は、主に以下のとおりとし、県民の森がその都度活動内容を定める。
 - ① 森林保全・園地整備（枝片付け・枝落とし・植栽手入れ・外来生物の駆除作業・植生保護・看板等の簡易補修・七滝園地整備等）
 - ② 森林環境教育（工作体験で使用する木の実等の採取・県民の森主催行事の補助等）
 - (3) 定員は、その都度県民の森が定め、先着順で受付を行う。

- (4) 連絡は、原則として活動日の1か月前までにメールで行う。
- (5) ボランティア活動に関する事項は、必要に応じてその都度県民の森が定める。

(経費等)

第5条 ボランティアは無償とする。また、交通費などの活動に必要な経費もすべて自己負担とする。なお、道具類（手鋸・鎌・スコップ・ヘルメットなど）は必要に応じて県民の森より貸出を行う。

(登録期間)

第6条 ボランティアの登録期間は、登録日から当該年度末日までとする。

(登録の取消し)

第7条 県民の森は、次の各項のいずれかに該当すると認められる場合は、ボランティアの登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアが本規定またはボランティア承諾書の記載事項に反した場合。
- (2) ボランティアが不適切な行為を行った場合。
- (3) 活動実績が一定期間ない場合。
- (4) ボランティアが自ら取消を申し出た場合。

(事故の責任)

第8条 活動中の事故による傷害等の補償については、県民の森が加入するボランティア活動保険の範囲内で対応する。ボランティア活動保険の範囲を超える事故は、ボランティアが各自任意保険に加入するなど、自らの責任で対応することとする。また、居住地からボランティア活動場所までの移動中の事故に関しても、自らの責任において対応することとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 県民の森サポーターズ登録書およびボランティア承諾書に記載された個人情報については、県民の森ボランティア活動に関する目的以外には使用しないものとし、個人情報の漏洩等がないように適切に取り扱う。

(その他)

第10条 この規定に定めるものの他、ボランティアに関する必要事項は、必要に応じてその都度県民の森が定め、ボランティアへ連絡する。

- 2 登録は年度ごとに行うものとし、更新する場合も、ボランティア承諾書を毎年度提出するものとする。

(附則)

この規定は、令和6年（2024年）6月1日から施行する。